1. 下水処理場の高度処理計画の策定業務

概要

三大湾（東京湾、伊勢湾、大阪湾）や指定湖沼などの閉鎖性水域の多くでは、窒素・燐の水質環境基準が未達成です。これらの水域では、栄養塩類の流入を原因とした富栄養化による赤潮・青潮、アオコ等の発生により、水産業、生態系、景観に与える影響が顕在化しています。

閉鎖性水域の水質改善には、当該流域の流域別下水道整備総合計画（流総計画）に記載されている計画処理水質を確保できる施設の建設・運転が必要となります。

下水道法の一部改正により、下水道管理者は、他の下水道管理者が行う高度処理（窒素又は燐を多くかつ確実に除去することができる処理）を併せて効率的に行うための処理施設を設置することができることになっています。

【高度処理の積極的な推進】

（出典：国土交通省HP）

業務実施のメリットや効果

① 既存施設を最大限に活用しながら、窒素又は燐に関する削減目標量を定められた終末処理場の削減目標を達成するための削減方法が検討できます。
② 対象施設の現状、部分的な施設・設備の改造、建設費、維持管理費等も考慮した、段階的な高度処理施設の導入計画が策定できます。

OECでは、計画放流水質に応じた「処理方式の選定→施設計画案の立案→概略設計→費用算出」の検討手順で最適な高度処理方式を選定します。また、既設処理場の場合は、既設の土木躯体や機械・電気設備などの更新計画、長寿命化計画等、各事業者の抱える改築・更新計画等を考慮した上で、経済性に優れた施設計画案を立案し、お客様のニーズに応えます。